



青森県報

第二千九十七号

平成十四年十一月八日(金曜日)

目 次

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

告 示

温泉法第二十九条第二項の規定による聴聞の期日における

審理の公開……………(自然保護課) ……二

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二

家畜伝染病の発生……………(同) ……三

保安林の指定予定……………(林政課) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……六

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(文化・スポ) ……六

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) ……七

肥料の登録……………(農林水産) ……八

……………(政 策 課) ……八

建設業者の許可の取消し……………(青森県土) ……八

公安委員会……………(整備事務所) ……八

型式の検定適合遊技機……………(生活安全) ……八

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十二号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第二項中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百五十号

温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）附則第二条において読み替えられた同法による改正後の温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二十九条第二項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木村守男

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当事者	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	住所	期日	場所
盛田 司	上北郡天間林村大字野崎字狐久保四三四の九	平成十四年十一月二十一日午前十一時	青森市長島一丁目一の一 青森県庁北棟七階A会議室	

二 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第五条の規定による旧法第三条第一項の許可の取消処分

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 名称 環境生活部自然保護課（担当 管理班、電話〇一七・七二二・一一一 一 内線三七八一）
- 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第五百五十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により平成十四年十月七日、九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月										違反の内容
			粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %	

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百五十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡七戸町字道地七〇の一

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百五十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡十和田湖町大字奥瀬字北向一七七の一五八

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百五十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木 村 守 男

(一) 保安林予定森林の所在場所

三戸郡五戸町大字浅水字三四（次の図に示す部分に限る。）、三三三、七〇

の二、南郷村大字島守字矢八坂一（次の図に示す部分に限る。）、倉石村大字又重字上川原一八八、新郷村大字西越字天王沢四〇（次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

三 戸郡南部町大字小向字大久保四九の二（次の図に示す部分に限る。）一八、一九

- (二) 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保一九・四九の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百五十七号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第 二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡横浜町字向平六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百五十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第 二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡横浜町字雲雀平一の一四・二八九・二九一・二九三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的
飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百五十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元六三一番地一 田中孝光	蓬田
東津軽郡蓬田村大字長科字鶴蝮四四番地一 張間勇三	
東津軽郡蓬田村大字中沢字池田一〇番地 三上行男	

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木村守男

一 物品等の名称及び数量

1 平成十五年度刊行 『青森県史 資料編 中世1 南部氏関係史料』 制作業務委託一式

2 平成十五年度刊行 『青森県史 資料編 近世8 学芸関係』 制作業務委託一式

3 平成十五年度刊行 『青森県史 資料編 近現代3 「大國」と「東北」の中の青森県』 制作業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部文化・スポーツ振興課
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法
一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日
平成十四年十月十日

五 契約の相手方の名称及び住所
一の1から3までの制作業務委託について、契約の相手方はそれぞれ次のとおりである。

1 川口印刷工業株式会社
岩手県盛岡市羽場一〇地割一の一

2 川口印刷工業株式会社
岩手県盛岡市羽場一〇地割一の一

3 川口印刷工業株式会社
岩手県盛岡市羽場一〇地割一の一

六 契約金額
一の1から3までの制作業務委託について、契約金額はそれぞれ次のとおりである。

1 七百十万八千五百円

2 七百十九万二千五百円

3 七百四十万二千五百円

七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成十四年九月十一日

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
K・2マート
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西禿二五の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社敬通
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西禿二五の二
代表取締役 葛西功樹
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社敬通
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西禿二五の二
代表取締役 葛西功樹 外五者
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年六月二十六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、四九五平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
一四六台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積

八二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後六時まで

八 届出年月日

平成十四年十月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び鰺ヶ沢町役場

2 期間

平成十四年十一月八日から平成十五年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、鰺ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年三月八日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由
- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成十四年十月二十八日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号 青森県第 三四五号	肥料の 種類 肥料	肥料の 名称 ラミカル	保証成分 量（パー セント） アルカリ 五分・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所 有限会社シェルサンド 東津軽郡平内町大字清 水川字権十郎新田三九 の二二七
----------------------	-----------------	-------------------	--------------------------------------	----------------------------	---

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十一月八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 大泉開発株式会社
- 二 代表者の氏名 坂本 和彦
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田四丁目一〇の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一一一五号
- 五 取消年月日 平成十四年十月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

消防施設工事業に係る一般建設業の許可
平成十四年十月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ばちんこ遊技機	CRどろりんばS	株式会社銀座
"	CRおいつ鬼太郎X	株式会社藤商事
"	CRおいつ鬼太郎C	"
"	レッドライオンSV	株式会社ソフィア
"	CRレッドライオン	"
"	CR爆走トラック夢街道V	株式会社高尾
"	CR爆走トラック夢街道W	"

〃	〃	〃	回胴式遊技機	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ミチノクイチパンボシ	バトルセブン	ペンギンパラダイス	エムプイピーR・30	CRチャラッチャマンボM	CRチャラッチャマンボK	CRチャラッチャマンボV	CRチャラッチャマンボ	CRファイバー大ヤマトMX	CRファイバー大ヤマトJX	CRお江戸でござるMB	CRデビルマンLB	CRとりっぷランド 鳥王国
株式会社オリンピア	高砂電器産業株式会社	〃	山佐株式会社	〃	〃	〃	株式会社サンセイアールアンドデイ	〃	株式会社三共	〃	株式会社ニューギン	マルホン工業株式会社

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭